

平成21年度佐賀県市町決算の概要 (普通会計・確報値)

— 目次 —

1. 決算規模
2. 決算収支
3. 歳入
4. 歳出(目的別)
5. 歳出(性質別)
6. 財政構造(経常収支比率)
7. 地方債現在高

参考 健全化判断比率

付表① 市町決算の状況

付表② 主要財政指標

付表③ 主要財政指標用語

平成22年12月3日

経営支援本部市町村課

1 決算規模

【決算規模の推移】

(増減率: %)

	歳入		歳出	
	総額	増減額(増減率)	総額	増減額(増減率)
21年度	3,743億98百万円	359億02百万円 (10.6)	3,638億08百万円	346億03百万円 (10.5)
20年度	3,384億96百万円	▲64億14百万円 (▲1.9)	3,292億05百万円	▲64億02百万円 (▲1.9)

- 平成21年度の市町決算規模は、総額で歳入が3,743億98百万円(対前年度比 359億02百万円、10.6%増)、歳出が3,638億08百万円(対前年度比 346億03百万円、10.5%増)となった。

※歳入、歳出とも平成11年度以来の高い規模となった。

- 歳入については、地方税が35億80百万円減となる一方で、地方交付税(52億41百万円増)や経済対策等による国庫支出金(279億37百万円増)、都道府県支出金(45億45百万円増)等が増加している。
- 歳出については、人件費(▲2.2%)、公債費(▲2.0%)が若干減少したものの、投資的経費の増(24.1%増)に伴って増加している

2 決算収支

【実質収支及び実質収支比率】

	実質収支	実質収支比率
21年度	76億27百万円	4.2%
20年度	71億58百万円	3.8%

* 実質収支比率は単純平均である。

- ・ 実質収支は昭和54年度以降31年間連続で全団体黒字となった。

(参考)実質収支とは、歳入歳出差引き(形式収支)から繰越明許費等に充てる翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額をいう。

3 歳入

【歳入の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成21年度				20年度	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率(%)	決算額	
地方税	97,732	26.1	▲3,580	▲3.5	101,312	法人住民税の減
地方交付税	97,025	25.9	5,241	5.7	91,784	
国庫支出金	60,640	16.2	27,937	85.4	32,703	経済対策に伴う地域活性化交付金の増、定額給付金の増
県支出金	27,402	7.3	4,545	19.9	22,857	緊急雇用創出事業交付金等の増
繰入金	10,125	2.7	▲214	▲2.1	10,339	
地方債	32,916	8.8	1,364	4.3	31,552	
うち臨時財政対策債	14,227	3.8	5,060	55.2	9,167	臨時財政対策債の増
その他	48,558	13.0	609	1.3	47,949	経済対策に伴う前年度からの繰越金の増
歳入合計	374,398	100.0	35,902	10.6	338,496	
うち一般財源	209,054	55.8	1,169	0.6	207,885	

注1)その他とは、地方譲与税、地方特例交付金、地方消費税交付金等各種交付金、諸収入等である。

注2)一般財源は、「地方税」、「地方交付税」及び「その他」のうちの地方譲与税、地方特例交付金、地方消費税交付金等各種交付金の合計である。

4 歳出(目的別)

【歳出(目的別)の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成21年度				20年度 決算額	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)		
総務費	67,489	18.6	15,379	29.5	52,110	定額給付金、衆議院選挙関係経費の増
民生費	95,379	26.2	4,059	4.4	91,320	生活保護費等の扶助費の増
衛生費	28,969	8.0	3,027	11.7	25,942	
労働費	2,260	0.6	1,747	340.5	513	緊急雇用創出事業の実施に伴う増
農林水産業費	23,771	6.6	2,024	9.3	21,747	経済対策の実施に伴う交付金事業の増
土木費	35,716	9.8	5,340	17.6	30,376	経済対策の実施に伴う交付金事業の増
教育費	36,129	9.9	510	1.4	35,619	
災害復旧費	1,935	0.5	1,662	608.8	273	H21年6・7月の豪雨災害による増
公債費	44,778	12.3	▲954	▲2.1	45,732	繰上償還実施額の減(公的資金補償金免除繰上償還を含む)
その他	27,382	7.5	1,809	7.1	25,573	
歳出合計	363,808	100.0	34,603	10.5	329,205	

注1) その他とは、議会費、商工費、消防費、諸支出金である。

5 歳出(性質別)

【歳出(性質別)の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成21年度				20年度	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)	決算額	
義務的経費	161,105	44.3	172	0.1	160,933	
人件費	64,380	17.7	▲ 1,424	▲ 2.2	65,804	
うち職員給	39,144	10.8	▲ 1,819	▲ 4.4	40,963	職員数の減による減
うち退職金	8,745	2.4	220	2.6	8,525	退職者の増による増
扶助費	51,948	14.3	2,507	5.1	49,441	障害者自立支援給付費、生活保護費等の増
公債費	44,777	12.3	▲911	▲2.0	45,688	繰上償還実施額の減 (公的資金補償金免除繰上償還を含む)
投資的経費	56,565	15.6	10,993	24.1	45,572	
普通建設事業費	54,630	15.0	9,331	20.6	45,299	
うち補助事業費	18,804	5.2	▲802	▲4.1	19,606	
うち単独事業費	33,275	9.1	9,198	38.2	24,077	経済対策の実施に伴う交付金事業の増
災害復旧事業費	1,935	0.5	1,662	608.8	273	H21年6・7月の豪雨災害による増
その他の経費	146,138	40.1	23,438	19.1	122,700	
うち物件費	37,149	10.2	4,623	14.2	32,526	緊急雇用創出事業に伴う臨時職員の賃金、委託料の増
うち補助費等	52,326	14.4	15,917	43.7	36,409	定額給付金事業の実施に伴う増
うち積立金	11,888	3.3	1,577	15.3	10,311	財政調整基金、特定目的基金積立金の増
うち貸付金	3,488	1.0	132	3.9	3,356	
うち繰出金	37,006	10.2	1,160	3.2	35,846	
歳出合計	363,808	100.0	34,603	10.5	329,205	6

6 財政構造(経常収支比率)

【経常収支比率の推移】

(単位:%)

H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
90.4	92.2	93.0	92.6	89.8

※平成13年度から「減税補てん債」「臨時財政対策債」が算入されることとなった。なお、平成19年度から「減税補てん債」に代わり、「減収補てん債特例分」が算入されている。

※表内の値は県内市町の経常収支比率を単純平均したものである。

- 平成21年度の経常収支比率は20市町平均で89.8%となっており、前年度(92.6%)よりも2.8ポイント改善した。

経常収支比率が90%を下回るのは平成15年度以来6年ぶり。

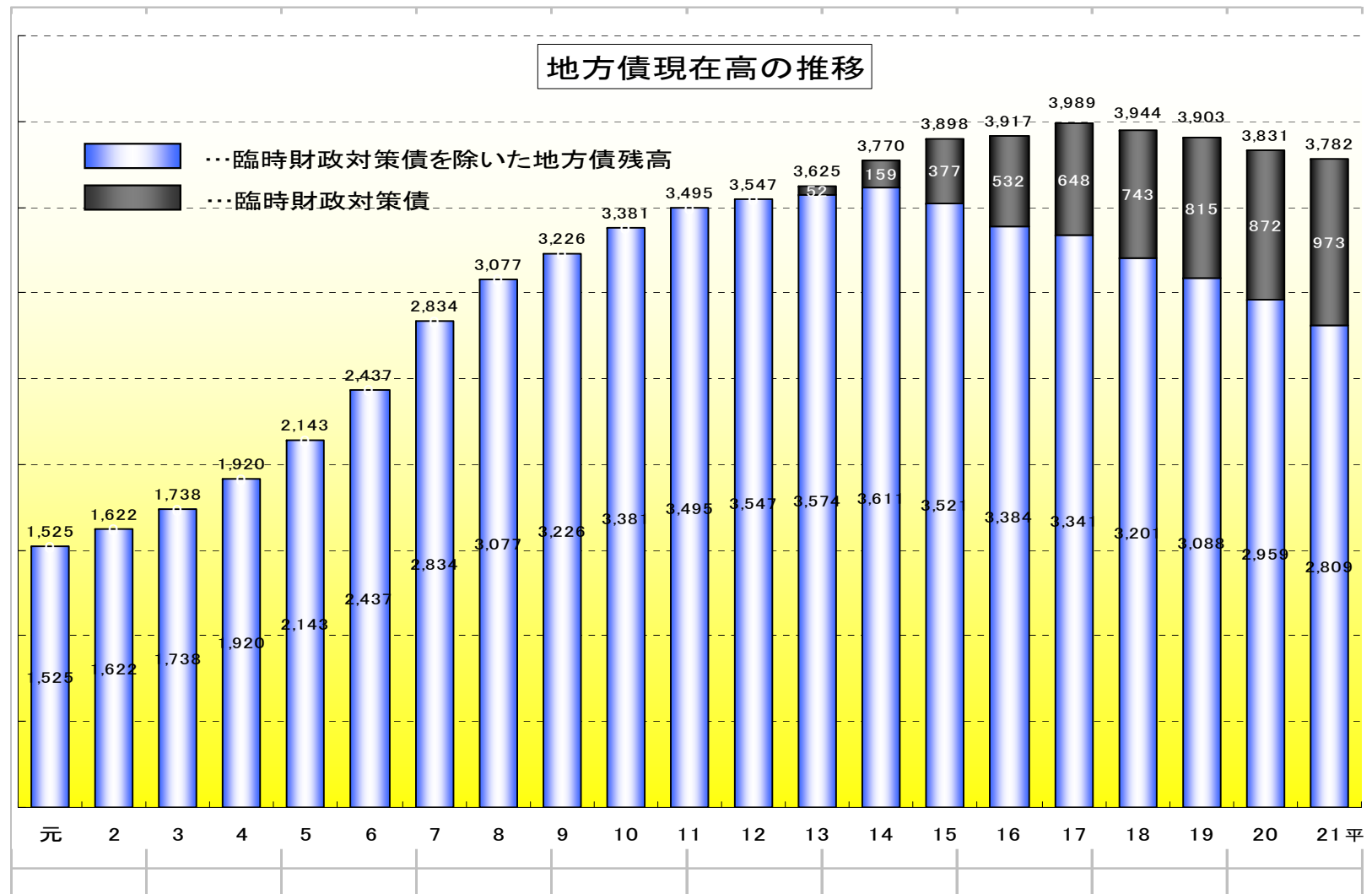
- また、比率が100%を超えた団体はなく、90%を超える団体は9団体(前年度15団体)であった。

【参考】

経常収支比率とは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合であり、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費にどの程度充当されたかによって、財政構造の弾力性を判断するものである。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

7 地方債現在高



- H21年度の地方債残高は3,781億54百万円で、前年度から49億86百万円(▲1.3%)減少した。
- 臨時財政対策債を除いた地方債残高は平成15年度以降減少を続け、今年度も150億62百万円(▲5.1%)減少し、2,808億81百万円となった。

参考 健全化判断比率

平成21年度決算に基づく健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率(4指標)を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととされている。

実質赤字比率 (早期健全化基準は財政規模に応じ11.25～15%)

- ・ 算定市町なし。(県内全市町で実質赤字額がないため)

連結実質赤字比率 (早期健全化基準は財政規模に応じ16.25～20%)

- ・ 算定市町なし。(県内全市町で連結実質赤字額がないため)

実質公債費比率 (早期健全化基準は25%)

- ・ 県内全市町で早期健全化基準を下回った。(各団体の比率は別紙付表①、②のとおり)
- ・ 県内20市町の平均は14.7%となっており、前年度(15.3%)よりも0.6ポイント減少した。
- ・ 地方債の許可となる18%以上の団体は、昨年度から2団体減り、5団体(唐津市・伊万里市・神崎市・上峰町・有田町)となった。

将来負担比率 (早期健全化基準は350%)

- ・ 県内全市町で早期健全化基準を下回った。(各団体の比率は別紙付表①、②のとおり)

【付表① 平成21年度市町決算の状況】

(単位:千円、%)

	歳入総額	歳出総額	実質収支	単年度収支	地方債現在高 (平成21年度末現在)	財政力指数 $\frac{19+20+21}{3}$	経常収支比率	公債費比率	起債制限比 率	健全化判断比率(抄)	
										実質公債費比率	将来負担比率
佐賀市	89,541,572	87,518,258	1,242,422	△ 507,296	91,590,173	0.670	93.5	13.8	10.7	10.0	30.5
唐津市	65,223,525	64,146,302	836,850	△ 135,558	81,655,852	0.450	87.7	14.3	11.6	18.5	146.6
鳥栖市	24,894,514	24,026,596	546,055	72,158	22,523,166	0.990	89.3	15.7	17.0	13.9	79.6
多久市	11,504,971	11,116,492	297,214	△ 22,403	11,363,969	0.384	97.0	12.7	10.0	14.9	36.7
伊万里市	23,119,602	22,793,598	272,455	14,559	20,954,942	0.641	98.1	13.1	11.9	20.7	194.3
武雄市	24,047,171	23,046,381	891,955	317,911	24,333,881	0.494	87.1	12.4	9.3	14.6	63.9
鹿島市	13,122,342	12,811,074	245,781	57,411	9,275,200	0.441	92.4	12.1	10.3	15.8	68.3
小城市	19,304,560	18,350,781	614,476	224,412	18,160,641	0.481	88.3	10.8	7.9	8.2	—
嬉野市	13,219,296	12,619,226	581,125	157,329	10,477,908	0.427	88.2	12.3	9.6	14.1	62.7
神埼市	14,643,937	13,948,087	371,352	130,236	14,966,435	0.469	89.6	14.1	10.8	19.9	141.3
市計	298,621,490	290,376,795	5,899,685	308,759	305,302,167	0.545	91.1	13.1	10.9	15.1	
吉野ヶ里町	7,922,956	7,660,948	130,057	△ 28,721	9,600,440	0.613	94.8	10.8	8.2	16.5	108.4
基山町	5,719,706	5,587,340	115,866	111,792	6,839,472	0.727	92.8	16.1	13.6	14.4	104.9
上峰町	3,445,098	3,351,945	86,543	12,433	4,894,168	0.655	93.8	14.1	16.6	22.8	155.4
みやき町	11,079,815	10,708,695	250,412	5,961	10,780,649	0.526	88.3	9.6	13.3	15.8	102.7
玄海町	8,433,105	8,130,578	216,314	△ 158,110	83,816	1.494	73.5	△ 2.3	△ 2.5	2.4	—
有田町	9,864,729	9,581,823	229,795	41,676	11,396,411	0.413	91.1	18.5	15.4	18.6	147.0
大町町	3,508,831	3,400,208	100,670	26,528	4,067,993	0.424	91.1	10.9	10.6	11.9	64.9
江北町	4,932,621	4,708,037	173,060	28,219	5,400,164	0.466	88.0	15.6	13.0	17.6	—
白石町	15,037,107	14,577,765	324,893	79,869	15,308,324	0.339	85.6	10.8	9.1	12.5	60.7
太良町	5,832,281	5,723,640	99,898	40,914	4,480,192	0.244	85.7	10.0	8.5	10.1	—
町計	75,776,249	73,430,979	1,727,508	160,561	72,851,629	0.590	88.5	11.4	10.6	14.3	
県合計	374,397,739	363,807,774	7,627,193	469,320	378,153,796	0.567	89.8	12.3	10.7	14.7	

※ 財政力指数、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率及び実質公債費比率については、市計、町計、県合計をそれぞれ市平均、町平均、県平均と読み替える。
 ※ 財政力指数、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率及び実質公債費比率の市平均、町平均、県平均は単純平均である。

【付表② 主要財政指標】

○ 経常収支比率

	H21	H20	H20 順位
1 伊万里市	98.1	99.6	1
2 多久市	97.0	99.4	2
3 吉野ヶ里町	94.8	96.3	5
4 上峰町	93.8	96.2	6
5 佐賀市	93.5	94.3	10
6 基山町	92.8	95.3	7
7 鹿島市	92.4	94.2	11
8 有田町	91.1	96.6	4
9 大町町	91.1	94.4	9
10 神埼市	89.6	94.4	8
11 鳥栖市	89.3	91.3	14
12 小城市	88.3	91.5	13
13 みやき町	88.3	90.4	15
14 嬉野市	88.2	89.5	16
15 江北町	88.0	98.8	3
16 唐津市	87.7	89.4	17
17 武雄市	87.1	92.4	12
18 太良町	85.7	87.3	19
19 白石町	85.6	88.6	18
20 玄海町	73.5	71.8	20
市平均	91.1	93.6	-
町平均	88.5	91.6	-
県平均	89.8	92.6	-

○ 公債費比率

	H21	H20	H20 順位
1 有田町	18.5	21.2	1
2 基山町	16.1	16.5	2
3 鳥栖市	15.7	16.1	3
4 江北町	15.6	15.7	5
5 唐津市	14.3	14.5	9
6 上峰町	14.1	15.8	4
7 神埼市	14.1	14.9	7
8 佐賀市	13.8	14.6	8
9 伊万里市	13.1	13.6	12
10 多久市	12.7	14.0	11
11 武雄市	12.4	14.1	10
12 嬉野市	12.3	13.0	13
13 鹿島市	12.1	15.1	6
14 大町町	10.9	12.1	14
15 白石町	10.8	12.0	15
16 吉野ヶ里町	10.8	11.2	18
17 小城市	10.8	11.9	16
18 太良町	10.0	11.7	17
19 みやき町	9.6	11.1	19
20 玄海町	△ 2.3	△ 1.8	20
市平均	13.1	14.2	-
町平均	11.4	12.6	-
県平均	12.3	13.4	-

○ 起債制限比率

	H21	H20	H20 順位
1 鳥栖市	17.0	16.5	2
2 上峰町	16.6	17.2	1
3 有田町	15.4	16.2	3
4 基山町	13.6	12.2	6
5 みやき町	13.3	13.9	4
6 江北町	13.0	13.5	5
7 伊万里市	11.9	11.7	8
8 唐津市	11.6	12.1	7
9 神埼市	10.8	10.8	11
10 佐賀市	10.7	10.9	10
11 大町町	10.6	10.8	12
12 鹿島市	10.3	11.6	9
13 多久市	10.0	10.0	13
14 嬉野市	9.6	9.9	14
15 武雄市	9.3	9.8	16
16 白石町	9.1	9.9	15
17 太良町	8.5	9.1	17
18 吉野ヶ里町	8.2	8.4	18
19 小城市	7.9	8.1	19
20 玄海町	△ 2.5	△ 1.5	20
市平均	10.9	11.1	-
町平均	10.6	11.0	-
県平均	10.7	11.1	-

○ 実質公債費比率

	H22	H21	H21 順位
1 上峰町	22.8	23.7	1
2 伊万里市	20.7	20.8	2
3 神埼市	19.9	20.7	3
4 有田町	18.6	20.3	4
5 唐津市	18.5	18.9	5
6 江北町	17.6	18.4	6
7 吉野ヶ里町	16.5	16.4	9
8 鹿島市	15.8	18.1	7
9 みやき町	15.8	16.6	8
10 多久市	14.9	14.4	12
11 武雄市	14.6	15.4	10
12 基山町	14.4	14.4	12
12 嬉野市	14.1	14.5	11
14 鳥栖市	13.9	13.6	14
15 白石町	12.5	13.4	15
16 大町町	11.9	12.4	16
17 太良町	10.1	10.9	17
18 佐賀市	10.0	10.4	18
19 小城市	8.2	8.7	19
20 玄海町	2.4	3.5	20
市計	15.1	15.6	-
町計	14.3	15.0	-
県合計	14.7	15.3	-

○ 将来負担比率

	H22
1 伊万里市	194.3
2 上峰町	155.4
3 有田町	147.0
4 唐津市	146.6
5 神埼市	141.3
6 吉野ヶ里町	108.4
7 基山町	104.9
8 みやき町	102.7
9 鳥栖市	79.6
10 鹿島市	68.3
11 大町町	64.9
12 武雄市	63.9
13 嬉野市	62.7
13 白石町	60.7
15 多久市	36.7
16 佐賀市	30.5
小城市	—
玄海町	—
江北町	—
太良町	—

【付表③ 主要財政指標用語】

指標	算定式	備考
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(\%)$	<ul style="list-style-type: none"> 財政構造の弾力性を判断する比率として使われている。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があると言える。 この比率が75%を超えないことが望ましいとされている。 臨時財政対策債 … 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から21年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの。
公債費比率	$\frac{A - (B + C)}{D + E - C}$ <p>A=元利償還金(繰上償還分を除く) B=Aに充てられた特定財源 C=災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費 D=標準財政規模 E=臨時財政対策債発行可能額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公債費比率は公債費の一般財源に占める割合で、地方債の借入に伴う、後年度の財政負担の限度を計数的に示すもの。 通常、財政構造の健全性を脅かさないためには、この比率が15%を超えないことが望ましいとされている。
起債制限比率	$\frac{A + F + G - (B + C + H)}{D + E - (C + H)}$ <p>F=PFI事業における債務負担行為に充てられた一般財源等 G=五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源等 H=事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 ※A~Eは公債費比率に準ずる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 起債制限比率は左記の算式によって得た比率の過去3力年度の数値を平均したもの。 協議制移行後は、下記の実質公債費の水準により起債の制限がなされるが、経過措置として、当分の間は、実質公債費比率が25%以上の団体であっても、起債制限比率が20%未満であれば、起債の制限は行わないこととされている。
実質赤字比率		<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
連結実質赤字比率		<ul style="list-style-type: none"> 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$ <p>上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。 A…元利償還金(繰上償還除く) B…地方債の元利償還金に準ずるもの C…元利償還金に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E…標準財政規模 (地方特例交付金、所得譲与税及び臨時財政対策債発行可能額を含む)</p>	<p>平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。 以下は、それぞれの比率における許可基準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 18%以上25%未満の団体 … 公債費負担適正化計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限をする必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。 25%以上35%未満の団体 … 財政健全化計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限をする必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。 35%以上の団体 … 財政計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限をする必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。
将来負担比率		<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率(早期健全化基準 350%)。